

第 5 期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する中間まとめ

令和 8 年 7 月 2 9 日
第 5 期中期目標期間における
国立大学法人の運営費交付金
の在り方に関する検討会

I. はじめに

- 国立大学法人運営費交付金（以下、「運営費交付金」という。）は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「国立大学法人等」という。）が教育、研究及びこれらを通じた社会貢献を安定的かつ継続的に実施していくための基盤となる財源として、我が国の知の基盤を支える根幹となる仕組みである。
- 運営費交付金に係る検討に当たり、近年の物価上昇や人件費の増加等により、教育研究活動に必要な基盤的経費の実質的な価値が低下している状況にあることや、教育研究に必要な施設設備の老朽化が著しく、安全・安心な教育研究環境の維持が困難になっていること、十分な設備更新や最新の機器等の導入が滞っていることなどへの対応は喫緊の課題である。
- また、これまで大学への支援は、運営費交付金等の基盤的経費や競争的資金によるデュアルサポートを基本としてきたところ、基盤的経費の削減等によりシステムに機能不全が生じ、安定的な教育研究活動や全学的視点に立った大学の構想力が阻害されているとの指摘もある。
競争的資金は特定の事業や研究活動を支援する上で重要である一方、使途や期間に制約があるため、教職員の安定的な雇用、教育研究基盤の維持、各大学の中長期的な構想力を支える財源を代替することは困難であることから、国立大学法人の第 5 期中期目標期間（令和 1 0 ～ 1 5 年度）に向けて、運営費交付金の確保が必要である。
- 運営費交付金を巡る政府の方針としては、令和 8 年 3 月に閣議決定された「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」において、科学技術・イノベーション政策の効果的な推進のためには大学等における基盤的経費の確保が不可欠であるとされた上で、「国立大学法人等の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金について、物価・人件費の上昇等を踏まえつつ、基礎研究の充実等を行うため、大幅な拡充を図る」ことが盛り込まれている。
また、第 5 期中期目標期間に向けて、「各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、教育研究をベースとした経費について物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとするなど、運営費交付金の在り方を見直す」とされている¹。

¹ 「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 2 7 日閣議決定）（抜粋）

- 文部科学省においては、令和7年8月に「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」において取りまとめられた「改革の方針」を踏まえ、令和7年11月に「国立大学法人等改革基本方針」を策定し、第5期中期目標期間に向けて、組織業務の見直しや財務・人事戦略の強化とともに、運営費交付金を含めた基盤的経費の在り方について検討を進めることとしている。

この基本方針においては、運営費交付金について、各法人のミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援しつつ、その成果に応じたインセンティブを付与する仕組みとすること、また、物価変動等も踏まえた安定性の高い制度とすることなどが基本的な視点として示されている。

- このような改革の方針の下で、運営費交付金の在り方を検討するため、文部科学省において本検討会を設置し、4回にわたり議論を行うとともに、その間に詳細の算定方法を検討するためのワーキンググループを設け、より具体的な算定方法等について4回にわたり検討を進めてきた。
- 本中間まとめは、以上のような背景及び検討の経緯を踏まえ、本検討会におけるこれまでの議論を整理し、第5期中期目標期間における運営費交付金の算定ルールの基本的な考え方及び主な論点を中間的に取りまとめたものである。
- なお、各国立大学法人等の規模や組織の在り方については、文部科学省において並行して進めている第5期中期目標期間に向けた組織及び業務全般の見直しの取組の中で、国立大学法人評価委員会の下にワーキンググループを設置し、各法人のミッションや機能強化の方向性を踏まえた検討が進められているところであり、本検討会における運営費交付金の在り方の検討は、これらに基づき各法人の規模等が適切に設定されることを前提として行ったものである。
- また、本中間まとめは、あくまで現時点における基本的な方向性及び論点を示すものであり、今後、更なる具体化に向けた検討を進めていく必要がある。今後、令和9年度予算編成や第5期中期目標・中期計画の策定に向けた検討状況を踏まえ、さらに整理を進めることとしたい。

第7章 推進体制・ガバナンスの改革

2. 基盤的経費の確保と研究大学におけるマネジメント改革

(2)基盤的経費について

科学技術・イノベーション政策の効果的な推進のためには、多様で卓越した知を創造する基盤である大学・国研等における基盤的経費の確保が不可欠である。関係府省は、それぞれの社会・経済課題の対応には大学・国研等における基礎研究・学術研究の成果の活用が極めて重要になってきていることを踏まえ、それらへの投資の拡充と基盤強化に取り組むことが必要である。その際、国立大学法人等の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金について、物価・人件費の上昇等を踏まえつつ、基礎研究の充実等を行うため、大幅な拡充を図る。なお、第5期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、教育研究をベースとした経費について物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとするなど、運営費交付金の在り方を見直す。

Ⅱ. 第5期中期目標期間における運営費交付金の算定ルールのかえ方

1. 基本的かえ方

- 第1期中期目標期間（平成16～21年度）から第4期中期目標期間（令和4～9年度）までの運営費交付金の算定ルールについては、基盤的経費と評価・再配分的要素が複雑に組み合わさった構造となっている。これは、各法人の教育研究等の基盤的な活動に対して、その活動規模に応じた必要な資金がどの程度確保されているのかが分かりにくく、また、各法人及び国双方にとって仕組みの理解が容易ではないほか、配分結果の予見可能性も十分に確保されているとはいひ難い状況にある。
- 社会経済環境の変化に伴い、国立大学法人等には、各法人の強みやミッションに即して、教育研究に加え、地域連携、産学連携、国際化、リ・スキリング、高度人材育成等の多様な機能を発揮することが期待されている。このため、安定的な基盤の確保とともに、各法人の戦略的な取組や成果を評価し、その結果を資源配分に反映させることも重要であり、この両立を図ることが求められる。
- また、第5期中期目標期間においては、各法人がミッションや機能強化の方向性に沿って、教育研究及びこれらを通じた社会貢献等のパフォーマンスを最大化していくため、自らが有する経営資源の棚卸しを行った上で、どのように機能強化の方向性に沿って経営資源を活用していくか、また、どのような経営資源を充実させていくかといった経営戦略を構築し、自らがリスクを取って経営判断をしていくことが必要である。
- このような方向性が体現されるよう、第5期中期目標期間における運営費交付金の算定ルールについては、第4期中期目標期間までの算定の枠組みとの連続性にも配慮し、各法人の運営に過度な混乱を生じさせないよう留意しつつ、
 - ①教育研究の基盤を支える枠組み（第1層）
 - ②各法人の戦略的な取組を推進する枠組み（第2層）の二つに大別することが考えられる。
- ①教育研究の基盤を支える枠組み（第1層）は、全ての国立大学法人等が教育研究及びこれらを通じた社会貢献等の基盤的な活動を実施するに当たり必要となる基礎的経費を措置するものとし、物価・人件費の変動に連動することとし、安定性、継続性及び予見可能性を重視することが期待される。②各法人の戦略的な取組を推進する枠組み（第2層）は、各法人のミッションや戦略に応じた取組及び成果に基づき資源配分を行うものとし、中期目標・中期計画の達成に向けた戦略的な取組を促すインセンティブとして機能することが期待される。

2. 教育研究の基盤を支える枠組みの算定のかえ方

- 教育研究の基盤を支える枠組み（第1層）は、各法人による教育研究を中心とする基盤的経費を積算上の基礎としつつ、各法人が教育研究及びこれらを通じた社会貢献等を安定的に実施するための基盤的な財源として措置するものであり、機能やミッションが異なる国立大学法人等が共通的に必要となる経費を対象とすることが適当であり、各法

人の規模（教員・学生の数や施設面積等）をベースとし、それぞれに支援単価を設定して計算した上で、物価や人件費の変動係数を乗じるといった方法が考えられる。

○ 具体的には、

① 必要教員数×人件費単価×人件費変動率

② 必要職員数×人件費単価×人件費変動率

③ 退職手当相当額×人件費変動率

により必要な人件費相当額を計算したうえで、

④ 必要教員数×研究費単価×補正係数×物価変動率

⑤ 学生（児童・生徒）数×教育費単価×補正係数×物価変動率

⑥ 面積×単価×補正係数×物価変動率

により必要な物件費相当額を計算することが考えられる。

（１）人件費相当額

○ 必要教職員数の設定については、例えば、法人化時に国から承継した教職員に対するポスト数（以下、「承継ポスト」という。）を参照して検討することが考えられるが、その際、法人化以降の各国立大学法人等の組織見直しによる教職員数の増減など、各法人のこれまでの教育研究等の活動実績や組織運営上の実態も踏まえつつ、今後詳細な検討が必要である。

○ 人件費単価については、例えば、各法人の平均給与額を基に算定するといった方法が考えられるが、これまでの各法人の裁量による給与等の増減が直接反映されることとなり、法人間で不公平な算定となる懸念がある。例えば、第４期中期目標期間の運営費交付金の算定において、専任教員の給与費相当額を算定しており²、国として支援する部分を特定するという観点から、この方法を参考として算定することが考えられる。

○ 退職手当相当額については、第４期中期目標期間までは、運営費交付金での措置対象となる教職員の個々人の退職手当に対して文部科学省において個別に算定し、特殊要因経費として精算を行っているが、法人化以降２０年以上が経過したことも踏まえ、例えば、法人化以降の支給実績の平均単価を活用すること等により第５期中期目標期間中は固定額を配分することなどが考えられる。これにより、個別精算の簡素化だけではなく、各法人が承継ポストに過度に左右されることなく、中長期的な財源の見通しを立てながら、年俸制の活用を含む人事給与体系や多面的な人事評価の構築、処遇への反映等といった人事給与システム改革や、新たなテニユアポストの創出や若手教員ポストの確保、専門人材（URA³をはじめとする研究開発マネジメント人材やアカデミックアドバイザー⁴などの第３の専門職、技術職員等）の確保、企業等とのクロスアポイントメント制度等

² 第４期中期目標期間においては、「ミッション実現加速化係数」を乗じる基幹経費の対象外とする経費部分の算定に活用している。

³ 研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行うことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材。

⁴ 学生の成績（GPA）や履修状況等を考慮しながら、履修相談や学生指導を行う人材。

を活用した人材交流等の取組の推進に取り組めるよう検討すべきである。

- 人件費変動率については、国として支援する部分を特定するという観点を踏まえ、人事院勧告を参考に設定することが考えられる。

（２）物件費相当額

- 研究費の設定に当たっては、各分野等により必要となる経費が異なる状況等を踏まえ、一律の単価設定ではなく、例えば、人文・社会科学、自然科学といった分野等により単価や補正係数を設定し、調整を行う枠組みの検討が必要である。その際、各法人の現状の水準のみを根拠として設定するのではなく、我が国の知の基盤を支える戦略的投資として、研究者が主体的に研究を展開するために安定的に支援する観点も踏まえ、検討することが重要である。
- 学生数の設定に当たっては、各法人の学生定員を上限としつつ、定員が未充足となっている学部・研究科等については減額調整を行うことで、毎年度の学生数が適切に反映されるようにすることが適当と考えられる。
- 教育費の設定に当たっては、研究費と同様、各分野等により必要となる経費が異なる状況等を踏まえた単価や補正係数の設定を検討する必要があることに加え、博士をはじめとする高度人材の育成を拡大し、大学院における適切な研究指導体制を担保する観点から、教育に係る経費が異なる学部と大学院を区別し、大学院への支援を充実させた単価や補正係数を検討することも重要な観点であり、今後詳細な検討が必要である。
- 施設維持管理に必要となる経費については、面積に所要単価及び補正係数を乗じて算定することが考えられるが、面積の設定に当たっては、第６次国立大学法人等施設整備５か年計画に示された保有面積の総量最適化等の観点^５を踏まえ、今後更なる検討が必要である。
- 物価変動率については、消費者物価指数を使うことが考えられるが、他方で、大学や研究活動等については、研究設備・実験装置や研究用消耗品、電子ジャーナル、国際的な取引を伴う物品・サービスなど、一般的な物価指数では十分に把握しにくい特有のコスト上昇が生じていることから、国立大学法人等における教育研究活動に必要な物件費の変動をより適切に反映する指標の在り方について、大学関係者の協力を得つつ、今後検討することが考えられる。
- なお、地域における国立大学については、高等教育へのアクセス確保に寄与し、特に、地域の人材育成インフラのハブとしての役割を果たすこと等を踏まえ、単価や補正係数

^５ 「第６次国立大学法人等施設整備５か年計画」（令和８年３月３１日文部科学大臣決定）において、施設整備の優先順位付けを行い、老朽化が進み利用頻度が著しく低い既存施設は取壊しを行うなどにより、各国立大学法人等の状況を踏まえ保有面積の抑制に努め、法人の規模（各法人における機能強化に向けた改革を踏まえたものを指す）に応じた施設総量の適正化を図ることとしている。

の設定も含め、特別に配慮した仕組みを検討する必要がある。

(3) その他

- この他、これまで運営費交付金において計上している特殊要因経費の枠組みについては、従来の考え方を踏襲し、国が責任を持って措置すべき義務的な経費を支援する枠組みとして整理することが適当である。
- ここでの算定は、あくまで運営費交付金の積算上の考え方であり、各法人内の教員及び職員等の人数や教員に配分する基礎研究費等を縛るものではないことに留意する必要がある。例えば、各法人における専門人材への活用を妨げることなく、多様な人材構成を反映できる仕組みとするなど、各法人の自主性・自律性を尊重した仕組みとなるよう検討が必要である。なお、積算上の単価については、各法人が公表する教育及び研究に係るコストの情報等を活用しつつ、実態と著しく乖離しないよう、例えば、中期目標期間切り替えに併せて、定期的な見直しを図ることも検討する必要がある。
- また、各法人への配分額はここで示した計算方法により算定されることが基本と考えるが、算定の結果、第4期中期目標期間における基幹経費分の運営費交付金配分額から大きく乖離する場合には、教育研究活動等の継続性の観点に配慮しつつ、激変を緩和するための対応が必要と考えられる。
- 併せて、各法人の大学運営の効率化の努力を反映させる仕組みや、運営費交付金への物価・人件費の変動の適切な反映に連動した授業料などの学生納付金の在り方についても、検討が必要である。

3. 各法人の戦略的な取組を推進する枠組みの算定の考え方

- 各法人の戦略的な取組を推進するに当たり、各学長は自らの大学のリソースや立地地域の高等教育機関の状況等を踏まえ、自らの大学がどのような役割を果たすのかを適切に判断し、リーダーシップを持って教育研究組織の見直しやプロジェクトの推進を行っていく必要がある。
- このような取組を着実に支援するとともに、その成果を適切に評価していく仕組みとするため、各法人の戦略的な取組を推進する枠組み（第2層）は、社会経済環境の変化や各法人に期待される機能・役割を踏まえ、①自らのミッションに即して行う戦略的な対応、②学長のリーダーシップによる取組の推進、③これらの活動実績による成果の発現を、一連の流れとして一体的に捉えて支援を行うものとして位置付けることが考えられる。このような枠組みにより、各法人の自律的・戦略的な取組を支援し、その成果を適切に評価して資源配分に反映することで、中期目標・中期計画の達成に向けた戦略的な取組を促すインセンティブとして機能する枠組みとすることが重要である。
- 具体的には、上述の一連の流れを一体的に捉えた支援策を構築するため、
①政策実現・機能強化の取組

②学長裁量経費

③成果・実績に基づく配分

の三つの要素に整理し、それぞれの役割を明確化した上で、三位一体の取組として、実現可能性や KPI の設定、成果・実績の測定、評価等の具体的な制度設計を行うことが適当と考えられる。

- なお、大学ごとの規模や機能、地域的役割等の違いを踏まえた評価の在り方も重要な論点であり、各々の支援の枠組みの検討に当たり、大学をグループに分けることの適否を含め、今後詳細な検討が必要である。

(1) 政策実現・機能強化の取組

- 政策実現・機能強化の取組に対する支援は、各法人が担うべきミッションや国の政策の実現に対応した取組を促進する観点から、重要な役割を果たすものであり、2040 年を見据えて、各法人が自らのミッションに即して経営改革等に取り組むに当たってのインセンティブとなることが期待される。
- 近年、地域との連携強化、産学連携の高度化、国際化の推進、リ・スキリングの推進、デジタル人材の育成等、国立大学に求められる機能は拡大・多様化している。これらの新たな役割に対応するためには、既存の基盤的経費のみでは十分でなく、新たな機能の創出や体制整備に必要な追加的財源を確保することが不可欠である。
- このため、こうした政策的取組に対し、一定期間にわたり継続的に支援する仕組みを構築する必要がある。その際、個別の取組ごとに短期間での成果を求めるのではなく、中期的な視点に立って進捗を評価しつつ支援を行う枠組みとすることが求められる。
- 具体的には、例えば、中期目標・中期計画に基づき第5期中期目標期間を通じて法人としてのミッションを達成するために必要となる新たな機能の創出や体制整備等を行うプロジェクトへの支援を行うことなどが考えられる。
- その際、ミッションや機能強化の方向性に沿った取組の検証が可能となるよう、指標（KPI）の設定を行うことが必要と考えられるが、指標については第5期中期目標・中期計画における指標（KPI）と密接に関連するものとすることが考えられる。それにより、当該指標が第5期中期目標・中期計画の策定プロセスにおいて優れていると評価されるものであるかどうかを支援対象の選定に当たっても考慮することや、プロジェクトの進捗評価を第5期中期目標・中期計画評価のプロセスと連動させることも考えられる。
- なお、この枠組みにより一定期間にわたり支援したプロジェクトや、例えば、成長分野転換基金などの他の補助事業等の活用により教育研究組織の改編等を実施する取組のうち、特に優れた実績を上げ、各法人内で恒常的に取組を継続する必要があるものについては、第1層に組み入れて各法人の基盤として位置付けるという観点も重要であり、今後検討が必要である。

(2) 学長裁量経費

- 学長裁量経費については、学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己変革や新陳代謝を促すため、教育研究組織の見直しや学内資源配分の転換を推進する仕組みとして位置付けられてきたものであり、第5期中期目標期間においても、従来の趣旨を踏襲しつつ、政策実現・機能強化の取組を支援する枠組みとして整理することが適当である。
- その際、配分については、従来の規模に応じた配分に加え、学長の改革構想や取組を反映する仕組みとすることが重要であり、例えば、政策実現・機能強化の取組に対する支援と連動した上乗せ措置によるメリハリ付けを通じて、学長の戦略的判断に基づく柔軟かつ重点的な資源配分を可能とする方策について検討が必要である。

(3) 成果・実績に基づく配分

- 成果・実績に基づく配分は、教育研究の更なる質の向上及びこれらを通じた社会貢献等の活動について、その実績や成果を把握し、優れた活動の維持・拡大を支援することによりインセンティブを付与しつつ、国立大学法人等全体として教育研究活動の質の向上を図るためのものである。
- 現行の評価配分については、共通指標に基づく相対評価が中心となっているが、指標の数が多く複雑であるとの指摘もあり、評価項目を過度に拡大することは制度の複雑化を招くことから、第5期中期目標期間においては、評価指標について、シンプルで分かりやすく、政策目的との関係を明確化した上で、法人自らの行動変容に繋がる指標体系とし、その数及び内容の整理・重点化を図ることが必要である。
- また、評価指標の設定に当たっては、単にアウトプットの量を測るものにとどまらず、教育や研究の質保証・質向上や社会的インパクト等を適切に捉える観点が重要である。具体的には、研究成果の評価、教育成果の中長期的な効果、地域や社会への貢献等について、多面的な評価の在り方を検討することが求められる。
- 評価指標による配分への反映については、第4期中期目標期間においては、共通指標による大学の実績値に基づきグループ内で順位付けを行い、大学間の差がわずかであっても順位による区分で配分額に差をつける運用を行っているが、例えば、実績値を用いてその差を直接的に配分に反映させるなどの配分方法の検討が必要である。
また、第4期中期目標期間は基幹経費に位置付けて毎年度の配分額を増減させているところ、第5期中期目標期間は各法人に対するインセンティブの付与として第2層に位置付ける方向で検討することを踏まえ、配分規模⁶についても改めて適切な設定を検討する必要がある。

⁶ 第4期中期目標期間においては、配分対象経費 1,000 億円、配分率 75%～125%（指定国立大学は 70%～130%）として「基幹経費」の枠組みにおいて設定している。

- 評価の時期及び方法については、毎年度の評価に基づく配分は短期的な成果を過度に重視する傾向を生じさせるおそれがある。このため、一定期間ごとに評価を行うなど、複数年度で評価する枠組みへと転換することが適当である。なお、その際、国立大学法人評価に代表される既存の評価制度や、中央教育審議会において、現在、議論されている認証評価制度の見直しとの関連性や評価内容の重複性などを検証の上、より効率的・効果的な評価方法を検討すべきである。
- さらに、評価結果の活用も重要である。単に交付金の配分に反映するだけでなく、各法人における経営改善や戦略策定に資するよう、フィードバックの充実を図るとともに、社会に対して評価結果を明らかにすることにより、活動の可視化を図ることが求められる。
- なお、中期目標・中期計画の評価との連動を検討する際、第4期中期目標期間の運営費交付金においては、第3期中期目標期間（平成28～令和3年度）の国立大学法人評価結果に基づき、高評価の法人に重点支援を行っており、その枠組みと一体的に取扱いを検討することが考えられる。

4. 附属施設（附属病院、附属学校、附置研究所及び研究施設等）の算定の考え方

- 附属施設に関しては、基本的な考え方としては全体の算定方法に則りつつ、それぞれが果たす固有の機能や役割を踏まえた調整が必要と考えられるが、特に以下の点について留意の上、今後詳細な検討が必要である。

（1）附属病院

- 近年、国立大学附属病院の規模は拡大しており、その収支規模は法人全体の財務に大きな影響を及ぼす状況となっている。加えて、医療材料費や人件費の高騰等により、経営環境は一層厳しさを増しており、附属病院の収支状況が大学本体の教育研究活動にも影響を及ぼしている。
- こうした状況を踏まえ、国立大学附属病院の教育研究診療機能を維持するための支援が必要であるが、支援の検討に当たっては、社会に対して附属病院の財務状況を詳らかにするとともに、診療報酬に代表される診療機能に対する支援と教育研究に対する支援の役割分担を踏まえた上で、国公立立共通となる大学附属病院に対する支援の枠組みと国立大学附属病院特有の課題に対する支援の明確化などの観点から、今後詳細を検討する必要がある。
- なお、附属病院における教員については、大学設置基準において附属病院には相当数の基幹教員の配置が求められているものの、その具体的な人数が明確でないことから、教育・研究・診療・地域貢献といった附属病院の使命を踏まえた必要な基幹教員数の検討を進めた上で、教育研究の基盤を支える枠組みにおける必要教員数として追加支援を行うことも考えられる。

(2) 附属学校

- 附属学校については、教員養成大学・学部における教育実習の場としての機能をはじめ、教育方法の実証研究や先導的な教育実践の展開等の実験校としての役割が期待されているところ、運営費の制約や施設の老朽化等により、教育環境の維持・向上が困難となっているとの指摘がある。また、一部においては地域の公立学校と比較して教育環境が劣る状況も見られ、附属学校としての機能発揮に支障を来しているとの課題もある。
- 他方、我が国の学齢人口が減少する中で、附属学校本来の役割に立ち返り、設置される数、種類、規模等についての整理を行い、それを踏まえて必要な見直しを実行することが求められている。
- こうした状況を踏まえつつ、附属学校への支援の検討に当たっては、附属学校教員の約3分の2が公立学校との人事交流により着任していることを踏まえ、公立学校との人事交流継続のため、人件費変動率の設定において教職調整額の増額分相当を考慮することが考えられる。
- また、スクールカウンセラー等の専門家や教員業務支援員等の支援スタッフの配置も必要であることから、これらのスタッフの配置に係る経費について、児童・生徒数に乘じる教育費の単価や補正係数に反映することが考えられる。
- さらに、現在、多くの附属学校が教科教育や探究学習等の研究を行っているが、近年重要性を増す教育課題の解決に実験校としてより大きな貢献をするため、各附属学校が次期学習指導要領の確実な実装に向けたモデルとなることで、他の学校における柔軟な教育課程の編成及び実施等を牽引することが期待される。その具体的な取組としては、①通常教育課程における調整授業時数制度の積極的活用を含めた先導的モデルの開発、②特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する特別の教育課程の編成をはじめとする多様な児童生徒の包摂に向けた指導モデルの開発、③公立学校の実態を踏まえた、在籍者の多様性を確保するための入学者選抜の実施等が想定されるところであり、研究活動を含め、これまでの附属学校の在り方を変えるような、新たな取組に挑戦する附属学校に対する支援の在り方についても検討する必要がある。

(3) 附置研究所及び研究施設等

- 附置研究所及び研究施設等については、特定の研究課題に取り組む個別の研究プロジェクトとは異なり、各研究分野における拠点として、組織的・体系的な研究活動を展開し、若手研究者や大学院博士課程学生の育成、人材循環を含め、我が国の研究力の強化・発展に重要な役割を果たしている一方、近年の消耗品費や電気代の高騰、施設設備の維持や運営予算の制約により、研究者の利用や研究活動を支援できていないことから、これらの組織については、人的・物的資源を継続的に確保することが必要であり、中長期的な観点から安定的な支援が求められる。

- 他方、各法人においては、ミッションや機能強化の方向性に沿って、その成果や課題、在り方を今一度検討するとともに、新たに生じる研究分野や一定の規模を持つ研究組織について、より研究を活性化させる観点から、それらの組織の成果に応じて既存の附置研究所等の新陳代謝や再編など、研究力の強化に向けて必要な見直しを図る仕組みを導入し、機能させることが求められているところ、国全体の研究力強化及び研究ネットワークの形成に資する観点などを踏まえつつ検討することも必要であり、国としても各法人のこれらの検討を促していくことが必要である。
- こうした状況を踏まえつつ、これらの施設は、先端的な研究の推進や特殊な大型研究装置・機器の開発研究や運転維持等が必要となるため、物件費相当額の単価や補正係数の設定に当たって各研究分野の特性を考慮することが考えられ、その対象となる施設も含めて検討が必要である。
- また、共同利用・共同研究拠点に認定されている附置研究所等は、個々の大学の枠を超えて国全体の学術研究の発展に資するものであり、限られた資源を最大限に活用するシステムとして、活動に関する経費を安定的に支援することが求められる。
- 一方で、現状の支援策については、法人に所属する組織である研究所等と国立大学に限らない研究コミュニティの拠点である共同利用・共同研究拠点に対する支援の整理が曖昧となっているとの指摘もあり、国立大学法人制度の枠内に閉じた財政措置にとどまらず、他制度との連携を含めた総合的な支援の在り方について、今後詳細を検討する必要がある。

5. 大学共同利用機関法人の運営費交付金の算定についての特例

- 大学共同利用機関法人は、4つの法人のもと、研究分野の特性に応じて、大学における学術研究の発展等に資するために17の共同利用の研究機関を設置しており、個々の大学単位では維持・保有が困難な大型実験施設、膨大なビッグデータ、国際的な大規模プロジェクトのプラットフォームなどを国内外の研究者や学生に提供することで、先端研究の中核を担う「知のインフラ」として機能しており、大学のリソースが限られる中、共同利用・共同研究の仕組みを活用していくことは日本全体の教育研究力の底上げに直結すると考えられる。
- 大学共同利用機関法人は、大学の研究者に対して大学の枠を超えた共同利用・共同研究を提供することをミッションとしているところ、組織運営に必要な経費への支援と同時に新たな研究動向等に応じた改革も進めていく必要があるため、運営費交付金の算定ルールも、原則として、国立大学法人と同様にすることが適当と考えられる。
- 他方で、研究に係る比重が高く、例えば、高エネルギー加速器研究機構における加速器を用いた大型実験施設のように、実験に係る運転経費や施設維持管理に必要な経費が大学と比較して大きくならざるを得ないため、必要な光熱水費や共同利用に係る経費の算定に当たっては、特別に配慮した仕組みを検討する必要がある。

- このほか、大学共同利用機関法人を中心に進めている学術研究の大型プロジェクトについて、第4期中期目標期間においては、採択されている大学共同利用機関法人及び国立大学法人を対象として、国際協力による分担金等について運営費交付金により支援してきたところであり、今後も国際協力により事業を進める上で支障が生じないよう、国としての支援が必要と考えられる。他方、国の分野別の科学技術政策と密接に連携して進められているものも多いことから、学術研究の大型プロジェクトに対する支援の在り方についても検討する必要がある。
- 大学共同利用機関は、研究者コミュニティによるボトムアップの要望を踏まえて設置された経緯があるが、近年の学術動向の変化への対応や国の政策に機動的に対応し、我が国全体の研究力の向上に向けた更なる変革を図ることが必要である。また、連携大学院制度の活用による若手研究者や大学院博士課程学生の国際レベルでの人材育成、人材循環も重要である。このような観点を踏まえ、共同利用・共同研究拠点を含めた我が国の学術研究拠点形成の在り方について、別途、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において実施される外部検証⁷等を通じて、文部科学省において今後検討を深められることが求められる。

6. その他

- 算定方法全体を通しての透明性及び説明責任の確保も重要な課題である。国民に対し、運営費交付金の意義や算定の考え方、成果等を分かりやすく説明することが重要であり、制度への理解と信頼を確保することが求められる。
- また、各法人においても、教育や研究のコストがどの程度のものとなっているか、例えば、従来からの費目（人件費、物件費等）による予算管理に加え、教育、研究、社会貢献等の具体的な活動を単位としてコスト情報を管理するといった手法を用いる等により活動を分析・可視化するとともに、その成果や便益について、学内外に対して情報発信していくことが重要である。

Ⅲ. 第4期中期目標期間中の運営費交付金の確実な確保について

- 国立大学法人運営費交付金については、第5期中期目標期間に向けた制度の見直しの議論と並行して、足下の第4期中期目標期間においても、教育研究活動の基盤を支える観点から、その必要な予算を確実に確保していくことが不可欠である。
特に、近年の物価上昇や人件費の増加等により、教育研究活動に必要な基盤的経費の実質的な価値が低下している状況にあることや、教育研究に必要となる設備の老朽化が著しく、十分な更新や最新の設備の導入が滞っていることへの対応は喫緊の課題である。
- 冒頭で述べた「第7期科学技術・イノベーション基本計画」における記載に加え、令

⁷ 各大学共同利用機関が、学術の動向に対応し、大学における学術研究の発展に寄与しているか、などを定期的（6年間ごと）に検証するもの。

和8年4月に日本成長戦略会議人材育成分科会によりまとめられた「高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン」においても、「基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化（国立大学法人運営費交付金と科研費の大幅拡充を含む）」ことが盛り込まれている。

- また、令和8年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2026」において、「大学改革を進めるとともに、大学における教育研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ること」⁸が盛り込まれるとともに、「日本成長戦略」においても、「国立大学法人運営費交付金・科研費の大幅拡充等、基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化を図る」⁹ことが盛り込まれている。
- 国立大学の法人化当初の国立大学法人運営費交付金の平成16年度予算は1兆2,416億円であったが、令和8年度予算は、前年度比で188億円の増額があったことを踏まえても、1兆971億円であり、法人化時の水準に達していない。上述の文書等にも記されているように、第4期中期目標期間においても、「国立大学法人等改革基本方針」で示した改革を徹底するとともに、国立大学法人等が社会からの期待に応え、教育研究活動を安定的かつ継続的に実施するため、第4期中期目標期間の最終年度にあたる令和9年度予算については、第5期中期目標期間における運営費交付金の算定の基礎となることを踏まえ、法人化当初の運営費交付金の規模も参照しつつ、大幅な拡充が図られることを強く期待したい。

⁸ 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抜粋）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

（略）大学改革を進めるとともに、大学における研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ることや、施設の計画的整備への着実な支援、私学助成の成長分野や地域を支える人材育成等への重点化・充実など、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化し、また、日本を国際頭脳循環の主要なハブとし、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する。（略）

⁹ 「日本成長戦略」（令和8年7月21日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ. 8つの分野横断的課題の解決

4. 人材育成

ii) 「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成

（略）また、国立大学法人運営費交付金・科研費の大幅拡充等、基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化を図るほか、産学官金が活躍する共創拠点としての国立大学法人等の機能を強化する。（略）